町田市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)6月7日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例(昭和36年12月町田市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

改正前

(個人の市民税の非課税の範囲)

## 第12条 略

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(寄附金税額控除)

- 第22条 所得割の納税義務者が、前年中に法 第314条の7第1項第1号及び第2号に掲 げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金 銭を支出した場合には、同項に規定するとこ ろにより控除すべき額(当該納税義務者が前 年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄 附金を支出した場合にあっては、当該控除す べき金額に特例控除額を加算した金額。以下 この項において「控除額」という。)をその者 の第19条及び前条の規定を適用した場合の 所得割の額から控除するものとする。この場 合において、当該控除額が当該所得割の額を 超えるときは、当該控除額は、当該所得割の 額に相当する金額とする。
  - (1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、規則で定めるもの

## ア酸

イ 所得税法施行令(昭和40年政令第9

(個人の市民税の非課税の範囲)

## 第12条 略

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみ を課すべきもののうち、前年の合計所得金額 が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶 養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額 に10万円を加算した金額(その者が同一生 計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当 該金額に21万円を加算した金額)以下であ る者に対しては、均等割を課さない。

## (寄附金税額控除)

- 第22条 所得割の納税義務者が、前年中に法 第314条の7第1項第1号及び第2号に掲 げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金 銭を支出した場合には、同項に規定するとこ ろにより控除すべき額(当該納税義務者が前 年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄 附金を支出した場合にあっては、当該控除す べき金額に特例控除額を加算した金額。以下 この項において「控除額」という。)をその者 の第19条及び前条の規定を適用した場合の 所得割の額から控除するものとする。この場 合において、当該控除額が当該所得割の額を 超えるときは、当該控除額は、当該所得割の 額に相当する金額とする。
- (1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、規則で定めるもの

# ア略

イ 所得税法施行令(昭和40年政令第9

- 6号)第217条第1号に規定する独立 行政法人に対する寄附金(<u>出資に関する</u> 業務に充てられることが明らかなもの を除き、当該法人の主たる目的である業 務に関連するものに限る。)
- ウ 所得税法施行令第217条第1号の 2に規定する地方独立行政法人に対す る寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人 の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- エ 所得税法施行令第217条第2号に 規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及 び出資に関する業務に充てられること が明らかなものを除き、当該法人の主た る目的である業務に関連するものに限 る。)
- オ 所得税法施行令第217条第3号に 規定する公益社団法人及び公益財団法 人(所得税法施行令の一部を改正する政 令(平成20年政令第155号)附則第 13条第2項の規定によりなおその効 力を有するものとされる改正前の所得 税法施行令第217条第1項第2号及 び第3号に規定する民法法人を含む。) に対する寄附金(出資に関する業務に充 てられることが明らかなものを除き、当 該法人の主たる目的である業務に関連 するものに限る。)
- カ 所得税法施行令第217条第4号に 規定する学校法人に対する寄附金(<u>出資</u> に関する業務に充てられることが明ら かなものを除き、当該法人の主たる目的 である業務に関連するものに限る。)
- キ 所得税法施行令第217条第5号に 規定する社会福祉法人に対する寄附金 (法第314条の7第1項第2号に掲 げるもの及び出資に関する業務に充て られることが明らかなものを除き、当該

- 6号)第217条第1号に規定する独立 行政法人に対する寄附金(当該法人の主 たる目的である業務に関連するものに 限る。)
- ウ 所得税法施行令第217条第1号の 2に規定する地方独立行政法人に対す る寄附金(当該法人の主たる目的である 業務に関連するものに限る。)
- エ 所得税法施行令第217条第2号に 規定する法人に対する寄附金(法第31 4条の7第1項第2号に掲げるもの<u>を</u> 除く。当該法人の主たる目的である業務 に関連するものに限る。)
- オ 所得税法施行令第217条第3号に 規定する公益社団法人及び公益財団法 人(所得税法施行令の一部を改正する政 令(平成20年政令第155号)附則第 13条第2項の規定によりなおその効 力を有するものとされる改正前の所得 税法施行令第217条第1項第2号及 び第3号に規定する民法法人を含む。) に対する寄附金(当該法人の主たる目的 である業務に関連するものに限る。)
- カ 所得税法施行令第217条第4号に 規定する学校法人に対する寄附金(当該 法人の主たる目的である業務に関連す るものに限る。)
- キ 所得税法施行令第217条第5号に 規定する社会福祉法人に対する寄附金 (法第314条の7第1項第2号に掲 げるもの<u>を除く。</u>当該法人の主たる目的 である業務に関連するものに限る。)

法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ク 所得税法施行令第217条第6号に 規定する更生保護法人に対する寄附金 (<u>出資に関する業務に充てられること</u> が明らかなものを除き、当該法人の主た る目的である業務に関連するものに限 る。)

### ケ略

コ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)

## (2) 略

#### 2 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第26条の3 所得税法第203条の6第1項 の規定により同項に規定する申告書を提出し なければならない者又は法の施行地において 同項に規定する公的年金等(同法第203条 の7の規定の適用を受けるものを除く。以下 この項において「公的年金等」という。)の支 払を受ける者であって、扶養親族(年齢16 歳未満の者に限る。) を有する者(以下この条 において「公的年金等受給者」という。)で市 内に住所を有するものは、当該申告書の提出 の際に経由すべき同法第203条の6第1項 に規定する公的年金等の支払者(以下この条 において「公的年金等支払者」という。) から 毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前 日までに、法第317条の3の3第1項の規 定に基づき施行規則で定めるところにより、 同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、 当該公的年金等支払者を経由して、市長に提 出しなければならない。

ク 所得税法施行令第217条第6号に 規定する更生保護法人に対する寄附金 (当該法人の主たる目的である業務に 関連するものに限る。)

# ケ略

コ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)

### (2) 略

## 2 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第26条の3 所得税法第203条の6第1項 の規定により同項に規定する申告書を提出し なければならない者又は法の施行地において 同項に規定する公的年金等(同法第203条 の7の規定の適用を受けるものを除く。以下 この項において「公的年金等」という。)の支 払を受ける者であって、扶養親族(控除対象 扶養親族を除く。) を有する者(以下この条に おいて「公的年金等受給者」という。)で市内 に住所を有するものは、当該申告書の提出の 際に経由すべき同法第203条の6第1項に 規定する公的年金等の支払者(以下この条に おいて「公的年金等支払者」という。)から毎 年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日 までに、法第317条の3の3第1項の規定 に基づき施行規則で定めるところにより、同 項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当 該公的年金等支払者を経由して、市長に提出 しなければならない。

 $2\sim5$  略

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第3条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第16条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第11条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

## 2 · 3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合 の医療費控除の特例)

第4条 平成30年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

 $2 \sim 16$  略

17 法附則第15条第46項に規定する市の 条例で定める割合は3分の1とする。

<u>18</u> 略

<u>19</u> 略

 $2 \sim 5$  略

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第3条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第16条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第11条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

## 2 · 3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合 の医療費控除の特例)

第4条 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定 める割合)

第8条の2 略

 $2\sim16$  略

<u>17</u> 略

18 略

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第22条第1項第1号及び附則第4条の改正規定並びに次条第1項の規定 令 和4年1月1日
  - (2) 第12条第2項、第26条の3第1項及び附則第3条の3第1項の改正規定並 びに次条第2項の規定 令和6年1月1日
  - (3) 附則第8条の2の改正規定 公布の日又は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日のいずれか遅い日(市民税に関する経過措置)
- 第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の第22条第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した前条第1号に掲げる規定による改正前の第22条第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。
- 2 前条第2号に掲げる規定による改正後の第12条第2項、第26条の3第1項及び附則第3条の3第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。